

お知らせ	発信日/R6. 3. 15	発令者 理事長
職員各位		照会先 : 佐藤・薫科

【お知らせ】介護職員処遇改善加算について

令和5年度:介護職員等特定処遇改善加算ならびに令和6年2月施行の介護職員処遇改善支援補助金の支給内容について下記のとおりご報告いたします。

①【介護職員等特定処遇改善金】について

<概要>

毎月の介護報酬に各サービス毎で決められた加算率を乗じた金額を三幸福社会における勤続年数毎に**当年度期末手当**として支給。

*支給日 … 3月29日(金)

※支給額の15%を法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料)へ充当。

*支給対象職種: **副主任以下介護職ならびに事務職(雇用形態問わず)**

上記以外の職種については夏季&冬季賞与(特別手当)にて支給。

※令和5年4月2日以降に入職した職員は支給対象外。

令和6年4月1日現在で福祉会に勤務されていてその後も就労継続予定であることが支給条件。

令和5年度内に産育休や休職を取られた職員については、就業月数に応じた分を支給する。

今年度を通してお休みされていた職員については支給対象外とする。

★今年度からの新評価制度にて年度末補填が生じる職員については**期末手当に上乘せ**。

(夏季賞与時に『支給調整』にて差額補填分が発生していた職員)

★来年度の介護報酬改定により**処遇改善加算が一本化され、期末手当としての支給は今年度で終了となります。来年度からは月々の支給になる予定です。**

②【2月からの介護職員等処遇改善支援補助金】について ※令和6年5月まで

<概要>

毎月の介護報酬に各サービス毎で決められた交付率を乗じた金額を下記職員を対象に支給。

※支給額の15%を法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料)へ充当。

交付率			
特養	短期	通所	特定
0.90%	0.90%	0.70%	0.80%

①支給対象職種

介護職(一般・リーダー・副主任・主任)・相談員(副主任・主任)

②支給額 ※従来のベースアップ等支援金にプラス

常勤一人あたり:4,500円/月 非・パー一人あたり:30円/時 支給

【常勤の場合】2月&3月分については3月度給与にて支給。

① 処遇改善手当

従来の処遇改善手当5,000円/月+処遇改善支援補助金4,500円/月=9,500円/月

② 支給調整にて4,500円/月を計上

【非常勤&パートの場合】2月分については3月度給与。3月分については4月度給与にて支給。

時給(処遇改善分)にてプラス30円上乘せ = 60円 × 月あたり勤務時間

4&5月については常勤:処遇改善手当にて9,500円を計上。非&パは上記と変わらず。

来年度の介護報酬改定にて6月より処遇改善加算が一本化され、支給額の見直しが図られることになるので、内容が決まり次第追って周知いたします。